

(案)

公益財団法人 滋賀県国際協会
第4期中期計画

実践の輪を広げよう



2026年4月

第1章 はじめに

1 策定の背景

(1) 協会活動の経緯

公益財団法人滋賀県国際協会（以下、「協会」という。）は、財団法人滋賀県国際友好親善協会として、1979年（昭和54年）に滋賀県および民間の出資により設立され、2011年度（平成23年度）の公益財団法人への移行を経て、県内の国際交流活動推進の中核的組織として、国際交流や国際協力、多文化共生^{※ア}の地域づくりに関する様々な事業に継続的に取り組んできている。2029年（令和11年）には、協会設立50周年を迎える。

(2) 社会状況の変化

<世界情勢による影響等>

○ 武力紛争や国際的な対立が世界各地で長期化・多発する中で、国際情勢は不安定な状況が続いており、保護主義や移民政策の転換等による各国の内政変化により、移民・難民の受け入れ、物価高騰、人的交流の抑制等、地域社会への影響が拡大している。

○ 中国やインドをはじめとするアジア諸国や、アフリカ・中南米地域等の経済発展や産業高度化により国際競争が激化しており、日本への優秀な人材確保が厳しくなる状況等が懸念される。

○ 自国第一主義を掲げる国々の台頭による影響を受け、排外的な考え方や態度が社会の風潮となりつつあり、偏見や差別が助長されることが懸念される。

○ 各国の政治的な国益第一主義の風潮により、留学や渡航が困難になるケースが増えている。

○ 2030年（令和12年）のSDGs（持続可能な開発目標）^{※イ}達成に向けたラストスパートに伴う各国の動向や、国連の新たな方向性に注視する必要がある。

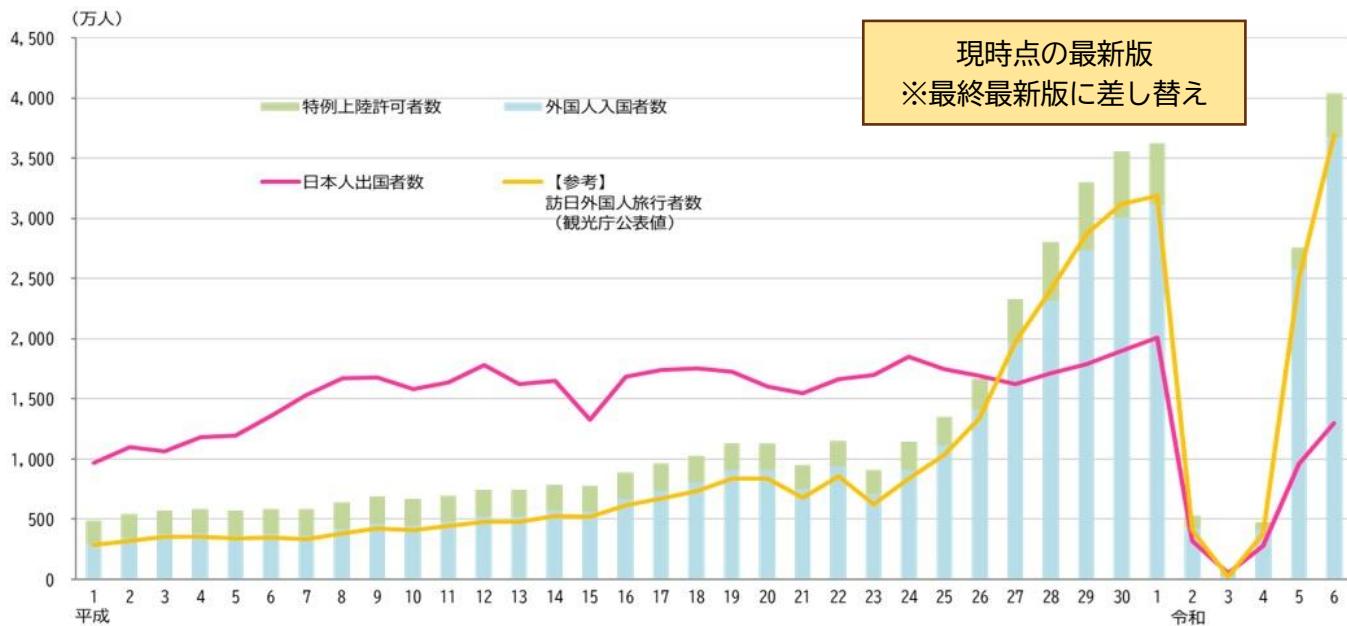
<全国的な状況・動向>

○ 日本人の海外への出国者数および外国人の日本への入国者数は、新型コロナウィルスの世界的な感染拡大の影響を受けた2020年（令和2年）～2022年（令和4年）の3年間は激減したが、2023年（令和5年）からは急激に回復している。2024年（令和6年）には外国人の日本への入国者数はコロナ前を上回って過去最多となり（図1参照）、インバウンド需要の地域経済への取り込みには、地域での

1 グローバル化への対応が更に必要と考えられる。

2

3 図1 日本における外国人入国者数および日本人出国者数等の推移



15 【出典】法務省出入国在留管理庁報道発表資料(2025年(令和7年)1月24日)

16

17 ○ 日本人の海外留学者数も、新型コロナウイルスの影響を受けた時期は一時的に大幅に減少したが、2023年度(令和5年度)は89,179人と、ピーク時(2018年度(平成30年度)、115,146人)の8割近くまで回復している¹。

20 ○ 経済のグローバル化や国内の人口減少等による構造的な労働力不足などを背景に改正施行された1990年(平成2年)の「出入国管理及び難民認定法(以下、「入管法」という。)」や、国際貢献の見地から1993年(平成5年)に創設された「技能実習制度」により、就労等を目的に来日する外国人の数は過去最多を更新している²。

25 ○ 2019年(平成31年)4月の入管法改正による在留資格「特定技能※ウ」の創設や技能実習生※エの受け入れ拡大により、近年は東南アジアを中心とした外国人の増加が顕著である。

28 ○ 技能レベルの高い人材の育成や確保等を目的とする「育成就労制度※オ」が2027年(令和9年)に施行予定であり、当該制度に係る国・県の動向や影響等を

¹【参照】独立行政法人日本学生支援機構「2023(令和5)年度日本人学生留学状況調査」

²【参照】厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況

外国人労働者は2,302,587人(対前年増加率12.4%)で過去最多を更新(2024年(令和6年)10月末時点)。

- 1 注視するとともに、新たな課題等への対応が求められる。
- 2 ○ 「人権尊重」「合理的配慮」「多様性の理解」等が近年の法改正のキーワード
3 となっており³、今後も常に人権意識をアップデートしながら社会の様々な課題
4 に取り組んでいくことが求められる。
- 5 ○ ダイバーシティ※カやインクルージョン※キという言葉・考え方が世間一般に
6 普及し、企業や自治体でもこのような視点を取り入れた取組が求められている⁴。
- 7
- 8 <滋賀県の状況・動向>
- 9 ○ コロナ禍の経験を踏まえて、「人ととのつながり」の重要性が再認識され、
10 市民レベルの交流の継続と対面交流の価値が見直されている。
- 11 ○ 県内の産学官による滋賀留学支援コンソーシアムが実施主体である『未来
12 を描け！滋賀の海外留学応援プログラム』が 2024 年(令和 6 年)より展開され、
13 県内における産学官による海外留学支援の機運が高まりつつある。
- 14 ○ 國際協力の分野においては、長きにわたり多数の県民が海外へ渡り、活躍の
15 場を広げている。一例として、独立行政法人国際協力機構(以下、「JICA」とい
16 う。)が実施している海外協力隊事業では、1968 年(昭和 43 年)に初めて滋賀県
17 出身者が派遣されて以降、これまでに延べ 590 名の隊員が 80 か国以上の開発途
18 上国に赴き⁵、現地での国際協力活動に尽力している。
- 19 ○ 滋賀県の外国人口⁶は 2024 年(令和 6 年)に初めて 4 万人を超える、2024 年
20 (令和 6 年)には 41,475 人となり、県民の約 34 人に 1 人が外国人という状況で
21 ある。(図 2 参照)
- 22 ○ 国籍別では、出身国・地域は 97 の国・地域に及ぶ中、2023 年(令和 5 年)に
23 はこれまで最多であったブラジルをベトナムが上回り、初めて最多となった。イ
24 ンドネシアやミャンマーはじめその他の東南アジア各国からの増加も著しく、

³ 「ヘイトスピーチ解消法」(「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(2016 年(平成 28 年)))における「人権尊重」、日本語に難しさを抱える外国人への「合理的配慮」、国籍や民族などのさまざまなかいを尊重する「多様性の理解」等。

⁴ 国際標準化機構 (ISO) より、組織の評価向上、優秀な人材の確保、イノベーション促進といったメリットが期待できるとして、あらゆる組織がダイバーシティ(多様性)とインクルージョン(包摂性)を推進し、多様な人材が活躍できる職場をつくるための国際規格「ISO 30415」が 2021 年に発行された。

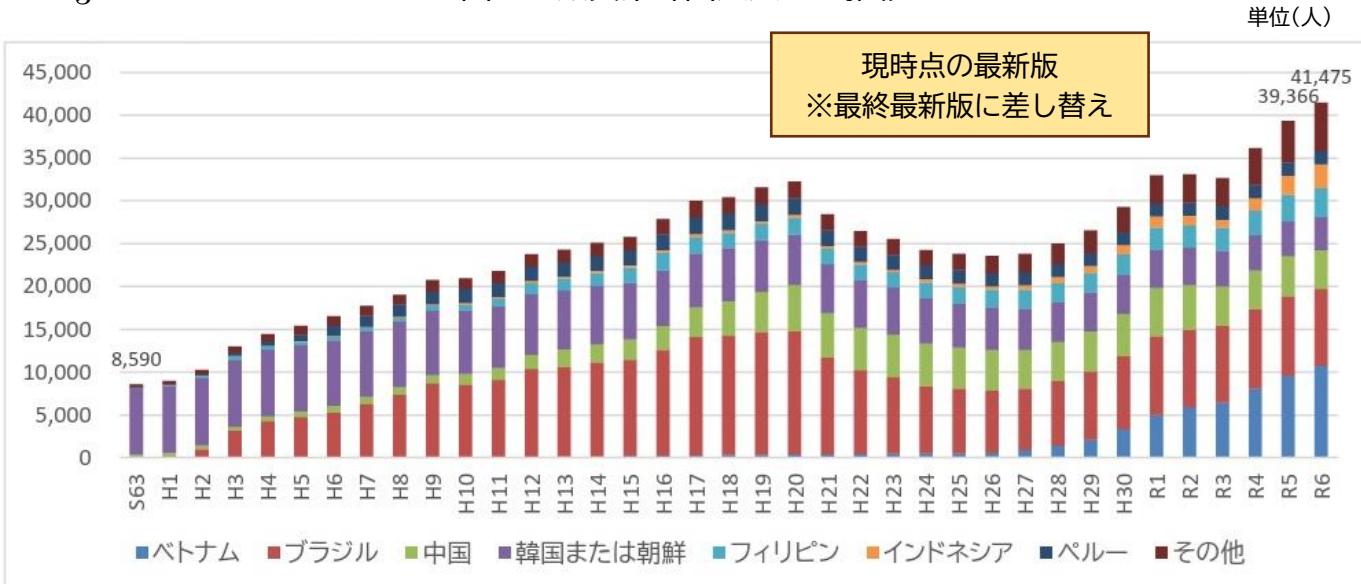
⁵ 2025 年 12 月末時点。

⁶ 2012 年(平成 24 年)7 月に入管法等が改正され、新しい在留管理制度が導入されたことに伴い、外国人登録法が廃止された。これにより、外国人も住民基本台帳法の対象となったことから、同年 12 月末からは、住民基本台帳上の外国人数について集計された法務省が公表する在留外国人統計の数値を用いている。住民基本台帳上の外国人数は従来の外国人登録者数と制度上対象が一部異なるため、2011 年(平成 23 年)以前のデータと単純に比較することはできない。[滋賀県多文化共生推進プラン(第 3 次改定版)参照]

1 外国人県民※^クの言語や文化の様相も大きく変容してきている。

2

3 図2 滋賀県外国人口の推移



14 【出典】滋賀県総合企画部国際課報道発表資料（2025年(令和7年)2月6日）

15 ※各年12月末現在

16

17 ○ 滋賀県の総人口に占める外国人口の割合は 2.95% と高く、全国と比較し
18 た場合も、上位は大都市圏や東海圏が大勢を占めている中、都道府県別で 13 番
19 目に高くなっている、全国平均(2.96%)とほぼ同じである⁷。

20 ○ 滋賀県では高齢化が進んでおり、特に 30 代より若い世代の人口減少が顕著
21 であるのに対し、県内外外国人人口は若年層から老年層にかけて段階的に少なく
22 なるピラミッド型となっている。20 代人口が突出して多い理由は技能実習や専
23 門的・技術的分野の在留資格の方の増加等が考えられるが、10 代までの年少人
24 口の割合も老年人口に比較して高い。この状況のまま進めば、総人口の年少人
25 口・生産年齢人口(0 ~ 64 歳)に占める外国人口の割合は更に高まることが予
26 測される。（図3参照）

27

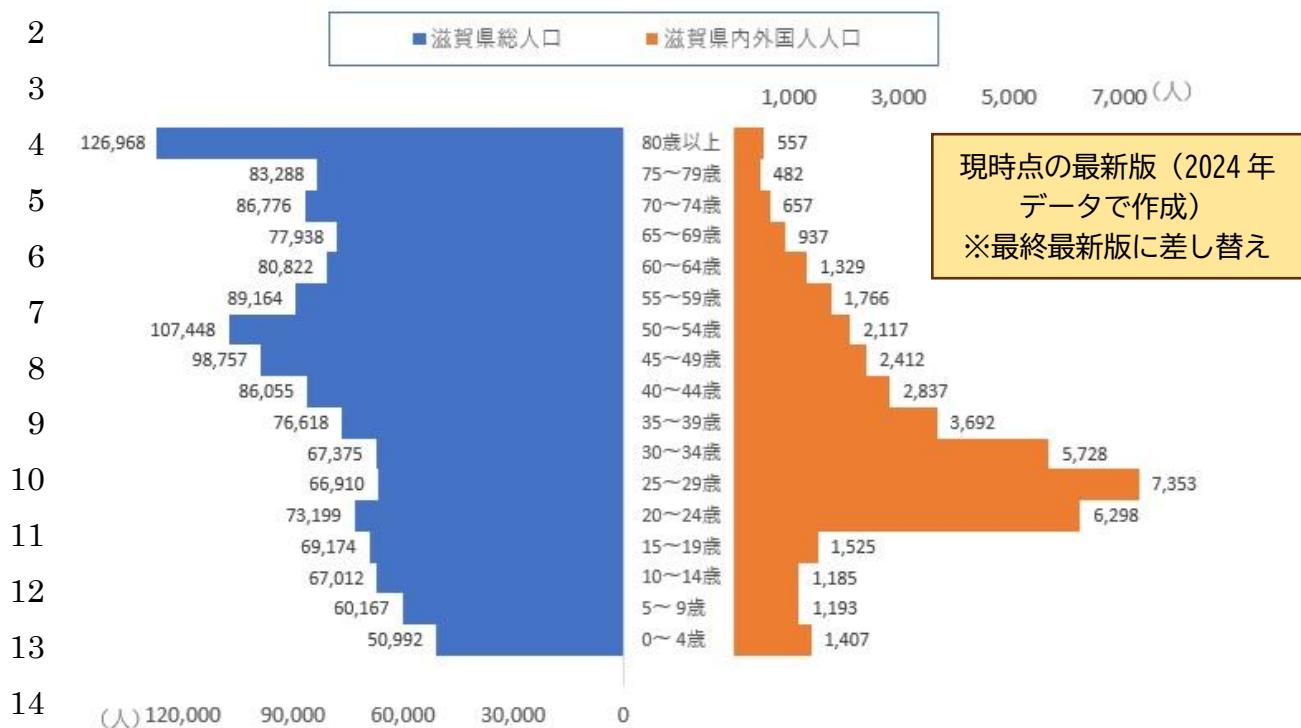
28

29

30

⁷ 【参照】総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態および世帯数調査」（2025年(令和7年)1月1日現在）

図3 年齢5歳階級別県内総人口と外国人人口の年齢構成の比較



※滋賀県総人口は、滋賀県総合企画部統計課「滋賀県推計人口年報（2024年(令和6年)10月1日現在）」より、滋賀県外国人人口は、滋賀県総合企画部国際課「滋賀県内の外国人人口（2024年(令和6年)12月末現在）」より数字を参照し、協会でグラフ作成。

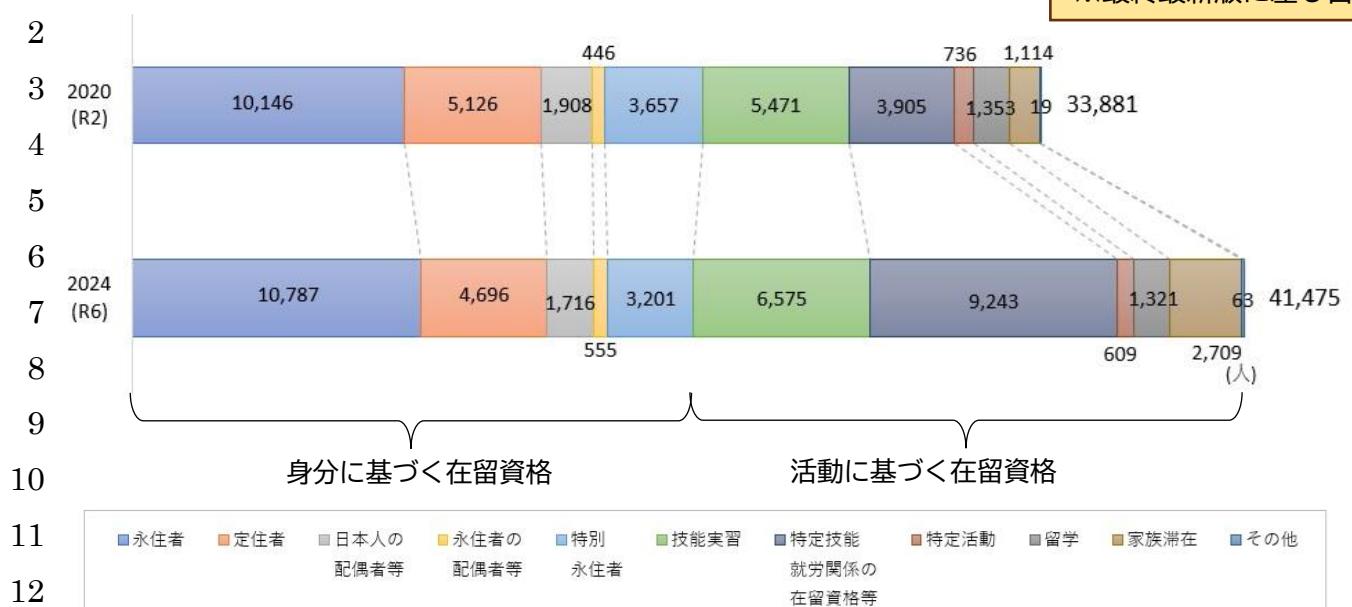
※年齢構成の比率を見やすくするため、グラフの数値軸を左右で調整。

○ 市町別では、外国人人口の割合が2%を超える市町が2019年(令和元年)以降は10市町以上と全19市町の半数を超える状況であり、2024年(令和6年)には13市町となっている。中でも湖南市は7%超、愛荘町・甲賀市では5%を超えていている。

○ 在留資格別では、既出の全国の状況と同様に、技能実習や就労関係の資格の割合が大きく増加しており、2020年(令和2年)と比較して2024年(令和6年)では約1.7倍となり、外国人人口の約38%を占めている。また、従来からの「身分に基づく在留資格」を持つ人が全体の約50%と半数を占め、家族とともに長期的・永続的に暮らす外国人人口の割合も高い状況にあると考えられる。（図4参考照）

現時点の最新版
(2024年データで作成)
※最終最新版に差し替え

図4 滋賀県在留資格別外国人人口および構成比の比較



※2020年(令和2年)は 法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」より、2024年(令和6年)は 滋賀県総合企画部国際課「滋賀県内の外国人人口」より数字を参照し、協会でグラフ作成。
※各年12月末現在

- 県内における2024年(令和6年)の外国人雇用事業所数は2,721か所で、外国人労働者数は2024年(令和6年)に24,990人と過去最高となっている⁸。近年では特に東南アジア国籍の外国人労働者の増加が顕著である。
- 県内の大学等に在籍している外国人留学生は、一部の大学の県外への学部移転の影響により減少し、2025年(令和7年)には1,302人であった⁹。
- 県内における日本語教育の場は主にボランティア教室が担っており、外国人県民の居場所づくりや日本・地域社会との接点をつくる場としても重要な役割を担っているが、担い手の高齢化・人材不足が懸念される。一方で、専門的に日本語を教える機関は県内には少なく、専門的な日本語教育の指導者を養成する機関もない。全国的に日本語教育の専門的な人材は都市部には集中する反面、地方で不足している現状があり、滋賀県も全国的な動向と同様である。あわせて、日本語教育の担い手に対する待遇改善も十分とは言えない状況である。

(3) 協会経営を取り巻く環境

- 2025年(令和7年)3月に改定された「滋賀県多文化共生推進プラン」の内

⁸ 【参照】厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況(2024年(令和6年)10月末現在)

⁹ 【参照】一般社団法人環びわ湖大学・地域コンソーシアム調査

- 1 容を踏まえ、県の事業と連携して取り組んでいくことが求められている。
- 2 ○ 県内に 15 団体ある市町国際交流協会との役割分担を図りつつ、より広域的
- 3 かつ専門的な見地から、コーディネーターとしての支援や情報収集・提供、その
- 4 他様々な事業等を通じての連携強化がより一層必要である。
- 5 ○ 県の行政経営に関する基本的な考え方を示した「滋賀県行政経営方針 2023-
- 6 2026」等に基づき、自主的・主体的な経営の確立、透明性の確保が求められてい
- 7 る。
- 8 ○ 2025 年(令和 7 年)4 月から施行された公益法人の新制度により、法人運営
- 9 における財務規律の柔軟化・明確化が図られたことにあわせ、自律的ガバナンス
- 10 の充実¹⁰と透明性の向上が求められている。あわせて、新会計基準への移行対応
- 11 を進めていく必要がある。
- 12 ○ 協会の主な収入源のひとつである基本財産運用収入は、近年の超低金利状
- 13 態の影響により、依然として運営は厳しい状況にある。
- 14 ○ 県からの補助金や委託料は、行財政改革が進行する中、増額を期待すること
- 15 は難しい。
- 16 ○ 2027 年(令和 9 年)に協会の事務所が現在のピアザ淡海から滋賀県庁に隣接
- 17 する医療福祉拠点「(仮称) 第二大津合同庁舎」内に移転される予定であり、新
- 18 拠点での関係機関との更なる連携が見込まれる。
- 19 ○ 2029 年(令和 11 年)に協会は設立 50 周年を迎えることから、記念事業の準備等を進めるとともに、この機会を活かした協会の認知度向上に取り組む必要
- 20 がある。
- 21

2 計画期間

2026 年度(令和 8 年度)から 2030 年度(令和 12 年度)までの 5 年間

【参考】計画期間中の主な予定

2026 年度	令和 8 年度	事務所移転
2027 年度	令和 9 年度	新拠点での事務所運営開始、新会計基準への移行
2028 年度	令和 10 年度	ミシガン州姉妹県州協定 60 周年 ¹¹ 、湖南省友好県省協定 45 周年 ¹²

¹⁰ 新公益法人制度において、公益法人が自ら適切なガバナンスを確保するための仕組み（外部理事や外部監事の導入、ガバナンスの取組の事業報告記載等）の強化が求められている。[内閣府ホームページ参照]

※ガバナンス：組織が目標達成のために適切に運営されるための仕組みや体制

¹¹ 滋賀県とミシガン州(アメリカ)は 1968 年に姉妹県州協定を結び、友好親善使節団の相互派遣におけるホームステイを通じた草の根交流等が続いている。

¹² 滋賀県と湖南省(中国)は 1983 年に友好県省協定を結び、文化・環境・経済・観光など各方面で交流の幅

2029 年度	令和 11 年度	協会設立 50 周年、ミシガン州立大学連合日本センター ¹³ 設立 40 周年
2030 年度	令和 12 年度	リオグランデスール州姉妹県州協定 50 周年 ¹⁴

1

2 3 現状と課題、取組の方向性

3 <国際感覚に優れたひとづくり>

- 4 ○ 世界のグローバル化、ボーダレス化の進展に比べ、世間では国際的な関心は
5 十分とはいえず、特に若い世代には内向きの傾向がみられる¹⁵。
- 6 ○ 世界情勢に強く関心を持ち、多様性を尊重し、グローバルな視点¹⁶でものご
7 とを考え、行動に移すことができる人材の育成を進めることが重要である。
- 8 ○ 無理解・無関心や偏見、差別等に起因するトラブルが依然として生じている。
9 すべての人にとって暮らしやすい社会となるために、正しい知識を身に着け、多
10 様な文化を認め合い、ともに受け入れる姿勢がこれまで以上に求められる。
- 11 ○ AI※ケや ICT※コの発展により、翻訳・通訳機能をはじめとする多言語対応技
12 術の高度化や、地理的な距離に関係なく交流できるツールの普及等、多様な国際
13 連携・共生の環境が広がっており、これらの技術等を活用した交流の促進に引き
14 続き取り組んでいく。
- 15 ○ 県民間で協会の存在や事業内容が依然として十分に認知されていないとい
16 う現状から、効果的な広報・PR を通して、協会の認知度を向上させる必要があ
17 る。

18

19 <多文化共生の地域づくり>

- 20 ○ 外国人県民だけでなく、社会の構成員であるすべての県民が多文化共生の
21 推進を自分ごととして捉え、お互いの権利や文化、価値観を尊重する意識を地域

を広げている。

¹³ 滋賀県とミシガン州の姉妹提携 20 周年を記念して、1989 年に彦根市に設立された施設。ミシガン州の大学生を対象とする日本語プログラムや、県民・大学・企業等を対象とする英語プログラム等を通して両県州の国際人材の育成に取り組んでいる。運営はミシガン州の 15 の州立大学の連合体があたり、滋賀県の委託により、協会が施設の維持管理や各種プログラムの運営支援を行っている。

¹⁴ 滋賀県とリオグランデスール州(ブラジル)は 1980 年に姉妹県州協定を結び、過去には留学生や研修生の受け入れを行う等、友好関係を深めている。

¹⁵ 【参照】公益財団法人日本財団「18 歳意識調査 第 62 回テーマ「国や社会に対する意識(6か国調査)」」(2024 年(令和 6 年)2 月)

日本・アメリカ・イギリス・中国・韓国・インドの若者各 1,000 人(17~19 歳)を対象にした調査で、「機会があれば留学や他国で就労をしてみたいと思う」に肯定的に回答した者の割合が、日本は他の国に比べて低く最下位となっている。

¹⁶ この計画において、「グローバルな視点」とは、「多様な文化や価値観を尊重し、地球規模でのものごとを捉えること」とする。

- 1 全体に根付かせることが重要である。
- 2 ○ 地域住民の多様化が進み、住民間で地域の慣習やルール等に対する理解の
3 幅や視点の違いがみられる場面もあることから、地域における理解の促進や対
4 応の工夫が必要であるだけでなく、背景にある文化や事実を互いに正しく理解
5 したうえで、すべての地域住民が主体となって行動することが求められる。
- 6 ○ 地域に外国人が増えてきた実感や関わりを持つ必要性は感じつつも、具体
7 的にどのような対応をすべきか知りたいと考えている団体や地域住民のニーズ
8 に応じた取組が必要である。
- 9 ○ 外国人県民の高齢化に加え、育成就労制度の創設に伴う外国人材受入状況
10 の変化等、将来的な課題も見据えながら事業を展開していく必要がある。
- 11 ○ 災害時には、要配慮者となる外国人やその支援者に向けて、滋賀県と連携し
12 た広域的な災害情報の発信や相談対応が求められる。これまでの外国人県民に
13 対する「自助」に関する啓発を継続するとともに、地域防災の「共助」の担い手
14 という視点にも重点を置き、地域での防災活動や災害対応訓練を通して、普段か
15 ら互いを知る関係性を深めていくことが重要である。
- 16
- 17 <国際交流・国際協力、多文化共生の活動が活発になる環境づくり>
- 18 ○ 県内では、ボランティアや民間団体による国際交流・協力の活動が積極的に
19 展開されているが、活動の担い手の高齢化や人材不足が顕著になってきている。
- 20 ○ 外国人県民も含む担い手の発掘や、活躍する機会の提供が必要である。
- 21 ○ 県民、企業、行政の特性を活かした協働の視点が重要であり、活動が持続的
22 に展開される環境づくりを図る必要がある。
- 23
- 24 <その他（協会の基盤整備）>
- 25 ○ 協会会員については、一定数の新規会員を継続的に獲得している一方で、高
26 齢等を理由とした個人会員の退会等が増えつつあり、全体的な会員数は減少傾
27 向にある。
- 28 ○ 事業承継の担い手の確保・育成に加え、会員の確保が協会基盤の安定に向け
29 て引き続き重要となる。
- 30 ○ 自主財源の確保が課題であり、公益活動を維持するため、安定的な収益の確
31 保に向けた工夫や、節減・協働の推進等、費用対効果を高める取組を進めていく
32 ことが必要である。

- 1 ○ 協会の認知度向上に向けた取組等を通して、2029 年(令和 11 年)の協会 50
- 2 周年への機運を高める必要があるとともに、協会 50 周年の記念事業等を会員獲
- 3 得の契機とする。

1 第2章 協会の運営方針

2 1 協会の目的

3 経済、技術、文化等広い分野の国際交流を積極的に推進し、滋賀県民の国際
4 理解を深め、国際協力思想の高揚を図るとともに、多文化共生の住み良い地域
5 社会づくりに寄与する（定款第3条）。

7 2 協会の強み

8 <これまでの実績>

9 ○ 協会は設立以来、滋賀県の国際交流、国際協力、多文化共生の分野で様々な
10 事業を展開してきた。姉妹友好州省などの使節団受入・派遣事業や海外技術研修
11 生受入事業、JICAと連携して取り組む国際協力普及・啓発事業等を通じてつな
12 がりを持った多様な分野のネットワークは、現在も国内外に裾野が広がり続け
13 ている。

14 ○ 1990年(平成2年)の入管法改正を受け、1993年度(平成5年度)に外国人相
15 談窓口を開設し、1995年度(平成7年度)からはボランティアが作成する在住外
16 国人向け情報紙の発行を開始するなど、早くから多文化共生の推進に取り組ん
17 できた。教育委員会等と連携して行う外国にルーツをもつ子どもたちに対する
18 進路支援事業をはじめ、国際教育研究会の運営やオリジナル教材の開発、近畿地
19 域国際化協会連絡協議会と連携した災害時外国人支援事業等は、先進的な取組
20 やユニークな事業として全国的にも注目されてきた。

22 協会には、こうした各種の取り組みなどを通じて培われた以下のようないい強み
23 がある。

25 (1)「情報力」

26 ○ 2024年度(令和6年度)に対応した国際交流や国際協力、多文化共生等に関する相談は312件、しが外国人相談センターへの相談は1,274件に及び、こうした相談等を通じて得られた現場のニーズは、行政の施策にとっても貴重な情報となっている。

30 ○ 国や県等と連携して事業を行うことにより得られる最新の行政施策に関する情報や、全国の関係機関や他府県、市町の国際交流・協力、多文化共生等の取組に関する情報など、幅広い情報を有している。

1 **(2)「協働力・ネットワーク力」**

- 2 ○ 長年にわたり、共通の目的を持つ県、市町、市民活動団体等と常に協力して
3 様々な活動を行ってきたことにより、多様な主体の役割や強みを活かした事業
4 実施のノウハウ・コーディネート力を有している。
5 ○ 草の根から全国レベルの幅広いネットワークが構築されており、様々な方
6 面からの要請に応じて各種相談対応・助言や講師派遣、協働での事業実施を行っ
7 ている。

8

9 **(3)「専門性」**

- 10 ○ 行政や関係団体をつなぐコーディネーターとして、長期的に取り組んでき
11 た外国人相談業務や国際教育、多文化共生の分野に関して、個々の職員が専門知
12 識を有するとともに、組織として課題解決に向けた企画力や実践力を有してい
13 る。
14 ○ 講師派遣や委員等の要請に対して職員自らが対応することによって、各々
15 が豊富な経験・実績を積み、常に専門性を高めている。

16

17 **(4)「信頼性」**

- 18 ○ これまで積み上げてきた長年の活動実績により、国の関係機関や全国の団
19 体、キーパーソン等と、職員個人だけでなく、協会の組織としてのつながりや信
20 頼関係が構築されている。
21 ○ 公益性の高い団体としての社会的評価を有している。

1 第3章 事業計画

2 1 テーマ

3 「実践の輪を広げよう」

4 誰もが国際理解・多文化共生の意識を高く持ち、自分ごととして実践し、地域
5 社会にその輪が広がることを目指して事業を展開する。

6 2 事業展開の方向性

7 (1) 地域における国際理解・多文化共生の意識向上に向けた取組の強化

8 ○ 自治会や学校等で活用できる新教材を開発し、広く県内全域に普及させ、地
9 域においてグローバルな相互依存の関係や、多文化・多様性の尊重等についての
10 正しい理解や寛容性を育む。

11 ○ 人材リスト等を活用した地域への講師派遣、国際理解・多文化共生事業のコ
12 ーディネート等を積極的に推進し、グローバルな視点や多文化共生の意識を地
13 域に根付かせていく。

14 (2) 効果的な情報発信の強化

15 ○ 幅広い世代に普及している SNS や記事投稿機能のあるツール等を新たに活
16 用し、効果的な情報発信に重点的に取り組み、協会の認知度向上を目指す。

17 ○ 各事業やイベントの告知だけでなく、事業報告等も積極的に発信し、協会の
18 活動実績を広く PR することによって、新たなつながりの創出や次世代の担い手
19 の確保、新規会員の獲得等につなげる。

20 3 事業計画

21 A 国際感覚に優れたひとづくり

22 グローバルな視点で考え方行動できるひとづくり

23 1 国際教育啓発事業

24 ○ 次世代を担う子どもたちをはじめ、県民への国際教育を進めるために、教育
25 方法の研究や教材の開発等に取り組むとともに、国際教育の担い手の育成を図
26 ることにより、国際感覚に優れた人材を育成する。

27 ○ 前中期計画においては、次世代人材育成事業を通して、若い人材を取り込む
28 ことができた。この人的なつながりを活かしながら、教材づくり等の新たな展開
29 に取り組んでいく。

1 【重点的に推進する施策】

2 ◎教材づくりプロジェクト ※新規

3 次世代人材育成事業等を通して、地域課題の解決に向けた取組の必要性が顕
4 在化したことから、多文化・多様性等についての正しい理解や寛容性を育むため
5 のオリジナル教材を制作する。地域住民を対象に試作教材体験会の開催やフィ
6 ードバック等を行い、自治会の研修や学校の授業等で活用できる教材を開発す
7 るとともに、関連する出前講座の実施等により、広く県内全域への普及を目指す。

9 [目標]

- 10 ・新教材のデモンストレーションや新教材に関連した出前講座を県内全圏
11 域で実施する。

指標	2025 年度	2030 年度
新教材のデモンストレーションもしくは新教材 に関連した出前講座の実施圏域数	—	全 7 圏域

12 ※新教材には既存教材の改訂版も含む。

13 ※圏域は大津・湖南・甲賀・東近江・湖東・湖北・湖西の 7 圏域。

15 (1) 国際教育・開発教育の普及

16 教材づくりプロジェクト(オリジナル教材の開発・普及、既存教材の改訂等)、
17 講師派遣

18 (2) 国際教育の研究

19 教育手法等の調査研究、国際教育研究会「Glocal net Shiga」の運営

20 (3) 国際教育の担い手の育成

21 ファシリテーターの養成、出前講座のコーディネート

23 2 国際交流推進事業

24 ○ 滋賀県が提携する姉妹友好州省のミシガン州やリオグランドスール州、
25 湖南省などとの友好交流を通して、海外や外国人県民等との交流経験が少ない
26 県民にも、幅広く国際交流への参加を呼びかけ、国際感覚に優れたひとづくりを
27 推進する。

29 (1) 国際交流・協力ライブチャンネル

30 県姉妹友好州省駐在員(ミシガン州・湖南省)や JICA 海外協力隊員等とのオ
31 ンライン交流を通じた身近な国際交流の機会の創出

1 (2) ミシガン州立大学連合日本センターの管理運営・地域交流
2 ミシガン州立大学連合日本センターと連携した留学生と県民との交流促進、
3 文化交流・語学力実践の場の提供

4 (3) 姉妹友好州省への使節団の派遣・受入れ、友好諸国との交流
5 県姉妹友好州省や様々な国・地域との友好交流

6

7 **3 国際協力促進事業**

8 ○ 国際協力に対する県民の理解促進と支持の拡大、国際協力活動への参加促
9 進を図る。

10 (1) JICAとの連携による国際協力促進

11 JICA国際協力推進員との連携による情報発信、相談業務等

12 (2) [再掲] 国際交流・協力ライブチャンネル

13 (3) 身近な国際協力の促進

14 国際協力 BOX の設置による外国コイン・使用済み切手・書き損じはがき等の
15 収集、国際協力機関への送付

16

17 **専門性を活かした情報収集・発信**

18 ○ 従来から行っている紙媒体の情報誌や多言語対応のホームページ等に加え、
19 時流に適した効果的な情報発信が見込める SNS 等を活用して、一般県民や関係
20 団体等に対し、専門性を活かした情報収集・発信を行う。

21

22 **【重点的に推進する施策】**

23 ◎SNS等を活用した効果的な情報発信

24 幅広い年代で利用されている LINE ヤフー株式会社が提供する LINE の公式
25 アカウントを新たに取得し、イベントの告知や事業報告、関心の高いニュース
26 等を積極的に情報発信し、協会の認知度向上や効果的な PR に努める。

27

28 **[目標]**

29 · LINE 公式アカウントの友だち登録者数

指標	2025 年度	2030 年度
友だち登録者数	-	500 人

- 1 (1) 国際交流・協力情報誌「SIA しーあ」の発行
- 2 情報誌の発行（ホームページとの連携）、活動団体・人物等のデータベース化
- 3 (2) メールマガジンの配信
- 4 地域や市民活動団体等のイベント・事業等の情報発信
- 5 (3) ホームページ等の運用
- 6 SNS 等を活用した効果的な情報発信（Facebook・LINE 等）、ホームページ・メ
- 7 ールマガジンの運用
- 8 (4) 国際情報サロンの運用
- 9 市民活動団体等の活動の場の提供、専門書籍・国旗貸出等
- 10 (5) 海外渡航支援
- 11 海外渡航等に関する情報の提供、自動証明写真機によるパスポート用写真撮
- 12 影

13 14 B 多文化共生の地域づくり

15 多文化共生の意識が根付く地域づくり

- 16 1 外国人県民への支援
- 17 ○ すべての外国人県民が孤立することなく、地域社会を構成する一員として
- 18 受け入れていくという視点に立ち、行政や関係機関等と連携を深めながら、多様
- 19 化する相談に対応できる体制の更なる充実を図る。
- 20 ○ 行政の施策を踏まえ、県や市町等と連携し、役割分担を明確にして事業を展
- 21 開するとともに、実施事業や相談を通じて得られた地域の情報は、行政の施策に
- 22 反映できるよう、県や市町等にも共有していく。
- 23 ○ 日本語を母語としない子どもと保護者に対する「進路ガイダンス」等では高
- 24 等学校等への進学や進路に関する情報提供を行う一方で、市町で同様の事業展
- 25 開が進んできていることから、今後はこれまでの直接的な支援からアドバイス
- 26 や情報の提供をメインとした取組への転換も視野に進めていく。
- 27 ○ 2020年(令和2年)10月に県と締結した「災害時における外国人県民等支援
- 28 に関する協定」に基づき、関係機関と連携した支援体制づくりを進める。
- 29 ○ 災害発生時などの緊急時には、要配慮者となる外国人やその支援者に向け
- 30 た広域的な情報の発信・電話での相談対応等の支援活動を行う。

- 1 (1) しが外国人相談センターの設置
- 2 外国人県民の相談業務、市町相談員に向けた研修・情報交換の場の提供
- 3 (2) 多言語による情報発信
- 4 外国人向け情報紙「みみタロウ」の発行、ホームページや SNS 等での情報発信
- 5 (3) 外国にルーツを持つ子どもへの教育支援
- 6 進路支援、日本語指導者養成講座の開催、関係者のネットワーク構築
- 7 (4) 外国人県民の生活状況調査等
- 8 外国人県民や地域の多文化共生の推進に関する具体的な課題解決に向けた調
- 9 査等の実施
- 10 (5) 災害時の外国人県民等支援
- 11 防災訓練、災害時外国人サポーターの登録・活動分野別の育成、発災後の協会
- 12 BCP（事業継続計画）に基づく非常時体制移行・支援活動
- 13 (6) 外国人留学生への奨学金の支給
- 14 留学生への「びわこ奨学金」の支給
- 15 (7) その他
- 16 日本語教育、多言語情報の提供・資料の貸出、相談対応等

- 17
- 18 2 多文化共生のまちづくり
- 19 ○ 地域に暮らすすべての人があなたが多文化共生の意識を持ち、当たり前のこととして行動に移せるよう、地域における多文化共生の意識の底上げを目指す。
- 20 ○ 多文化共生につながる人材リストを活用し、講師派遣を通じて地域での活
- 21 躍の場を創出し、地域の活性化と多文化共生の推進に寄与する。
- 22 ○ 生活者としての外国人増加やダイバーシティ推進の観点から、多文化共生
- 23 の関連会議に限らず困難女性や犯罪被害者等の多様な分野で委員の実績を積み、
- 24 協会のネットワークや専門性を活かして積極的に多様な団体との連携を図って
- 25 いく。
- 26

- 27
- 28 【重点的に推進する施策】
- 29 ○多文化共生に関する事業等のコーディネート
- 30 多文化共生の意識が広く地域に根付くよう、人材リスト等を活用して地域で
- 31 の多文化共生に関する講座に講師を派遣し、広く啓発を行う。
- 32

1 [目標]

2 ・人材リスト等を活用して地域の多文化共生に関する講座に講師を派遣する。

指標	2025 年度	2030 年度
多文化共生に関する講座への講師派遣数(累計)	一	50 回

3 ※協会職員を講師として派遣した場合を含む

4 (1) 多文化共生に関する事業等のコーディネート

5 人材リスト等を活用した地域の多文化共生関連講座への講師派遣、多文化共
6 生推進に関するアドバイス・コーディネート等

7 **C 國際交流・國際協力、多文化共生の活動が活発になる環境づくり**

8 **ボランティア・市民活動団体の活動促進**

9 ○ 県内で活動する国際交流・協力関係団体とのネットワークを構築し、地域に
10 おける市民活動団体の活動を促進する。

11 (1) ボランティア情報の発信

12 ボランティア関係の情報発信、相談対応

13 (2) 滋賀県国際交流推進協議会^{※サ}の運営支援

14 国際交流・協力、多文化共生等に関する市民活動団体等のネットワークの構築

15 (3) 国際交流活動推進セミナーの開催

16 国際交流・協力、多文化共生等に関するセミナーの開催

17 **4 協会の基盤整備**

18 (1) 組織

19 ○ 協会の事務局は、常務理事が兼務する事務局長のもと、本部は 12 名（嘱託
20 相談員 6 名を含む）、彦根事務所は 3 名で構成するほか、JICA の国際協力推進員
21 1 名が駐在している（当計画策定期）。

22 ○ 限られた人的資源の中で、マンパワーを重点的な施策・事業に投入すること
23 により、一層効率的な運営に努める。

24 ○ 地域国際化協会^{※シ}として県域全体をカバーする唯一の中間支援組織である
25 ことから、公益性の高い事業の継続やニーズが高い多文化共生分野の事業への
26 対応のため、長期的視点に立った組織体制づくりを検討・工夫する必要がある。

1 **(2) 会員・財政**

- 2 ○ 協会が、寄付金控除や損金算入ができる税制上の優遇措置のある公益財団
3 法人であることから、公益法人として相応しいガバナンスの強化に努めながら、
4 様々な機会においてこの有利性を活かして、引き続き広く会員入会や寄付金を
5 募る。
- 6 ○ 企業や民間団体、県民のニーズを踏まえ、協会が持つ国際教育や国際交流・
7 協力、多文化共生などの専門知識やネットワークを活かし、新たな会員獲得につ
8 ながる事業へと展開していくことが重要である。あわせて、会員になるメリット
9 を打ち出し、公式 LINE の友だち登録をきっかけとした幅広い世代の新規会員獲
10 得・講師派遣時の会員入会案内の徹底等、協会からの発信に注力して取り組む。
- 11 ○ 事業の計画・実施にあたっては、民間団体等の助成金を活用するなど、財源
12 確保に努めるとともに、他の団体や企業等との協働による事業実施を推進する。
- 13 ○ 自主財源の確保においては、会費等の収入獲得に継続して取り組むほか、他
14 府県の事例も参考に新たな方法を取り入れることも検討しながら、引き続き策
15 を講じていく。
- 16 ○ 社会経済情勢の変化に対応しながら適宜事業を見直す等して、自主的・自立
17 的経営が図られるよう努める。

18 **(3) 環境整備**

- 19 ○ 「(仮称) 第二大津合同庁舎」への事務局移転に伴い、新たな活動・交流の
20 場を提供する等、新拠点での立地を活かした事務局運営に努める。あわせて、医
21 療福祉拠点内への移転であることをふまえ、災害時における医療福祉関連機関
22 との連携を強化する等、関係組織との協働を意識した展開を図る。
- 23 ○ 災害時における外国人県民等支援に関する県との協定に基づき策定した、
24 大規模災害に備えた BCP (事業継続計画) の点検や見直しを進める。
- 25 ○ 新公益法人会計基準への移行、整備を進める。

26 [目標]

- 27 • 自立性の確保

指標	2024 年度	2030 年度
自主財源比率	17.0% (決算額より)	11.5%

第4期中期計画 事業体系図

(下線:新規事業、◎:重点事業)

A 国際感覚に優れたひとづくり

グローバルな視点で考え行動できるひとづくり

- 1 国際教育啓発事業
 - (1) 国際教育・開発教育の普及
 - ◎ 教材づくりプロジェクト
 - (2) 国際教育の研究
 - (3) 国際教育の担い手の育成
- 2 国際交流推進事業
 - (1) 国際交流・協力ライブチャンネル
 - (2) ミシガン州立大学連合日本センターの管理運営・地域交流
 - (3) 姉妹友好州省への使節団の派遣・受入れ、友好諸国との交流
- 3 国際協力促進事業
 - (1) JICAとの連携による国際協力促進
 - (2) (再掲) 国際交流・協力ライブチャンネル
 - (3) 身近な国際協力の促進

専門性を活かした情報収集・発信

- (1) 国際交流・協力情報誌「SIA しーあ」の発行
- (2) メールマガジンの配信
- (3) ホームページ等の運用
- ◎ SNS等を活用した効果的な情報発信
- (4) 国際情報サロンの運用
- (5) 海外渡航支援

B 多文化共生の地域づくり

多文化共生の意識が根付く地域づくり

- 1 外国人県民への支援
 - (1) しが外国人相談センターの設置
 - (2) 多言語による情報発信
 - (3) 外国にルーツを持つ子どもへの教育支援
 - (4) 外国人県民の生活状況調査等
 - (5) 災害時の外国人県民等支援
 - (6) 外国人留学生への奨学金の支給
 - (7) その他
- 2 多文化共生のまちづくり
 - ◎ (1) 多文化共生に関する事業等のコーディネート
人材リストの活用

C 国際交流・国際協力、多文化共生の活動が活発になる環境づくり

ボランティア・市民活動団体の活動促進

- (1) ボランティア情報の発信
- (2) 滋賀県国際交流推進協議会の運営支援
- (3) 国際交流活動推進セミナーの開催

1 用語解説

2 多文化共生^{※ア}（1頁）

3 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関
4 係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと【総務省
5 「多文化共生の推進に関する研究会報告書（2006年（平成18年）3月）」参照】

6 SDGs（持続可能な開発目標）^{※イ}（1頁）

7 2015年（平成27年）9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された
8 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた17の目標から構
9 成される人間、地球および繁栄のための行動計画。【滋賀県ホームページ参照】

10 特定技能^{※ウ}（2頁）

11 人手不足分野における人材確保を目的として、一定の専門性・技能を有し、
12 即戦力となる外国人材に対する就労を目的とした在留資格。【滋賀県外国人材受
13 入サポートセンターホームページ等参照】

14 技能実習生^{※エ}（2頁）

15 人材育成を通じた国際貢献を目的として、外国人を一定期間に限り受け入れ、
16 OJTを通じて技能を移転する「技能実習制度」に基づき、「技能実習」の在留
17 資格で日本に在留し技能等を修得する者。（育成就労制度の創設に伴い、「技能
18 実習」の在留資格は今後廃止される。）【滋賀県外国人材受入サポートセンターホー
19 ムページ等参照】

20 育成就労制度^{※オ}（2頁）

21 日本人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする制度。日本での
22 3年間の就労を通じて特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、
23 人材の確保を図る。2027年（令和9年）4月施行予定。【滋賀県多文化共生
24 推進プラン（第3次改定版）、出入国在留管理庁ホームページ参照】

25 ダイバーシティ^{※カ}（3頁）

26 Diversity（多様性）。性別、年齢、国籍、障がいの有無などのちがいを尊重
27 し、一人ひとりが能力を発揮できる機会を提供し、企業や組織などの活性化につ
28 つなげること。【滋賀県多文化共生推進プラン（第3次改定版）参照】

29 インクルージョン^{※キ}（3頁）

30 Inclusion（包括性、包摂性）。一人ひとりが組織に帰属感を持ち、本人なら
31 ではの強みを十分に発揮して組織に貢献できていると実感している状態をつ
32 くること。【経済産業省ホームページ参照】

33 外国人県民^{※ク}（4頁）

34 県内に住む外国籍の人。【滋賀県多文化共生推進プラン（第3次改定版）参照】

- 1 AI^{*ケ} (8 頁)
- 2 Artificial Intelligence の略称。人口知能のこと。[文部科学省ホームページ
3 参照]
- 4 ICT^{*コ} (8 頁)
- 5 Information and Communication Technology の略称。情報通信技術のこと。
6 [総務省ホームページ参照]
- 7 滋賀県国際交流推進協議会^{*サ} (18 頁)
- 8 滋賀県内において活動している国際交流関係団体が相互に連携、協力する
9 ことにより滋賀県における地域の国際化の推進を図ることを目的として組織
10 している協議会。2025 年 12 月現在、県内の 60 団体が所属。
- 11 地域国際化協会^{*シ} (18 頁)
- 12 総務省の指針に基づき県等が作成した「地域国際交流推進大綱」に位置づけ
13 られ、地域の国際交流を推進するにふさわしい中核的民間国際交流組織とし
14 て認定された組織。[一般財団法人自治体国際化協会ホームページ参照]